

※ 住宅用家屋の所有権の保存登記等で、登録免許税の税率の軽減措置に係る町長の証明申請に当たり関係書類の提示を求める事がありますので、申請する場合には次の書類を持参ください。また、新耐震基準を満たす証明書（耐震基準適合証明書・住宅性能評価書の写し）があるものは、経過年数を問いません。

1. 個人が新築した住宅用家屋の場合

- 所在地、建築年月日、床面積のわかるもの

当該家屋の建築確認通知書及び検査済書（当該家屋が建築確認を要しないものであるときは、その建築工事請負書、設計図書類）、登記事項証明書、登記済証のうちいずれか。

- 区分建物の場合は耐火性能のわかるもの

建築確認通知書及び検査済書、設計図書、建築士の証明書等による。登記簿の構造欄の記載により明らかな場合は登記事項証明書。住宅が低層集合住宅である場合は、低層集合住宅に該当する旨の認定書。

- 用途を明らかにするもの

住民票の写し、又は当該家屋所在地への転入手続きを済ませていない場合には入居予定年月日を記載した当該個人の申立書。

2. 個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋の場合

- 1の書類の他に取得年月日のわかるもの

1の書類の他に、当該家屋の売買契約書又は売渡証書若しくは不動産登記法の定めるところによる登記申請書に添付する所有権譲渡証明書及び承諾書。

- 建築後使用されたことのない事を証明するもの

当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取引にかかわる代理店又は媒介をした宅地建物取引業者の証明書。

3. 個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋の場合

- 所在地、建築年月日、床面積、構造のわかるもの

当該家屋の登記事項証明書。

- 取得年月日のわかるもの

売買の場合は、当該家屋の売買契約書又は売渡証書又はその他の書類、競落の場合は、代金納付期限通知書。

- 用途を明らかにするもの

住民票の写し、又は当該家屋所在地への転入手続きを済ませていない場合には入居予定年月日を記載した当該個人の申立書。

その他必要な書類

各上記書類に加え、「特定認定長期優良住宅」「認定低炭素住宅」の場合は、認定申請書の写し、認定通知書の写し。